

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和2年9月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第24号

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱（平成30年10月5日告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「嘱託員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。